

Q



在留資格を有する外国人の相続・贈与についての課税対象について改正があると聞きました。内容を教えてください。

A



今回の改正前は、国内に一時的に居住している外国人が国外財産の相続・贈与を行う場合に、国内居住期間が10年以内（相続・贈与前15年以内の期間）でないと課税対象外となりませんでした。今回の改正で国内居住期間の縛りが撤廃されました。

●改正概要●
相続税及び贈与税の納税義務者と課税財産の範囲

被相続人 贈与者		相続人 受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		
				一時居住者	日本国籍あり		日本国籍 なし
					10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし	
国内に住所あり			国内・国外資産全て課税対象		国内・国外資産全て課税対象		
			一時居住者⇒在留資格を 有する者		国外資産は 課税対象外		
国内に 住所なし	10年以内に 国内に住所あり		国内・国外資産全て課税対象		国内・国外資産全て課税対象		
	外国人						
	10年以内に 国内に住所なし		国外資産は 課税対象外		国外資産は 課税対象外		

出典：国税庁一部加筆

＜改正の内容＞

国内の居住する在留資格を有する者が、国内に一時的に居住する在留資格を有する者や国外に居住する外国人等に対して相続又は贈与を行う場合、改正前は、**当該被相続人や贈与者の居住期間が相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下である場合**に限って、国外財産が相続税・贈与税の課税対象外となっていました。今期の改正により**国内の居住期間にかかわらず、国外財産に対しては相続税・贈与税が課税されないこととなりました。**

＜在留資格を有する者とは＞

- ※ 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をいいます。
例) 外交、高度専門職、医療、研究、企業内転勤、興行などをいいます。
- 2 別表第二の在留資格は含まれないので留意する必要があります。
例) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

大綱上に適用時期に関する明記なし

POINT



在留資格を有する外国人で優秀な方が居住期間を気にすることなく長らく国内で活躍できることが可能となりました。